

会議録

附属機関又は 会議体の名称		第12回 豊島区景観審議会
事務局（担当課）		都市整備部 都市計画課
開催日時		令和2年6月4日（木） 14時00分～14時45分
開催場所		議員協議会室（本庁舎8階）
会議次第		1. 開会 2. 議事 報告1：令和元年度景観まちづくりの活動実績について 報告2：令和2年度景観まちづくりの活動予定について 3. 閉会
公開の 可否	会議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	（学識経験者）後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・志村 秀明（芝浦工業大学工学部建築学科教授）・村木 美貴（千葉大学大学院工学研究科教授）・沼田 麻美子（東京工業大学環境・社会理工学院建築学系助教）・加藤 幸枝（有限会社クリマ取締役） （関係団体）外山 克己（豊島区町会連合会副会長）・松本 力（豊島区建設業協会）井出 幸子（東京都建築士事務所協会豊島支部支部長）・石坂 美穂（豊島区観光協会監事）・川野 恵可（公益財団法人東京屋外広告協会） （区議会議員）芳賀 竜朗・西山 陽介・元谷 ゆりな・川瀬 さなえ・わがい 哲代・小林 弘明 （区 民）佐野 佐知子・西澤 利夫
		幹事 都市整備部長
		事務局 都市計画課都市計画グループ
		その他 ー
欠席者	委員	篠沢 健太（工学院大学建築学部まちづくり学科教授）・足立 勲（豊島区商店街連合会会長）・
	幹事	政策経営部長、総務部長、文化商工部長、地域まちづくり担当部長、環境清掃部長、教育部長
傍聴人数		1名

審議経過

1. 開会

(事務局)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響がいまだに大きい中、このように集まっていただきまして、本当にありがとうございます。
- ・定刻となりましたので、第12回豊島区景観審議会を開催いたします。
- ・本日の審議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、座席の間隔を空けて座っていただいております。また、可能な限り会議時間を短くするため、内容はなるべく簡潔に進行させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ・本日は、委員の皆様の任期が改まりまして、初めての審議会となります。委員の任期でございますが、豊島区景観条例第28条第2項に基づきまして、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となっております。なお、審議会条例につきましては、机上配付させていただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。
- ・それでは、今期より初めて委員にご就任いただく皆様をご紹介します。お名前をお呼びしましたら、大変恐縮ではございますが、その場でお立ちいただきたいと思います。なお、委員名簿につきましては、机上に配付しております。
- ・東京工業大学環境・社会理工学院建築学系助教の沼田麻美子様。続きまして、豊島区建設業協会の松本力様。続きまして、東京都建築士事務所協会豊島支部副支部長の井出幸子様。以上、3名の方でございます。
- ・その他の委員におかれましては、引き続き委員をお引き受けいただくということでございますので、今後ともよろしくお願いいたします。
- ・委嘱状につきましては、本来であれば区長の高野より委員の皆様に交付させていただくところでございますが、本日はこのような状況下でございますので、大変恐縮ではございますが、皆様の机上に配付をさせていただきます。
- ・次に、本日の出欠でございますが、篠沢委員及び足立委員よりご欠席のご連絡を頂いております。なお、本日の審議会でございますが、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、豊島区景観条例施行規則第35条第2項に規定する定足数を満たしております。

- ・続きまして、会長と副会長の選任に移りたいと存じます。会長が選出されるまでの間、引き続き事務局にて進行させていただきます。景観審議会の会長と副会長につきましては、豊島区景観条例施行規則第34条第2項に基づきまして、審議会委員の互選により選出することとなっております。この規定に従いまして、まずは会長の選出をお願いしたく存じます委員の皆様の方々から、ご意見はございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(委員)

- ・事務局一任。

(事務局)

- ・ありがとうございます。ただいま、委員より事務局一任とのご意見がございました。ほかにご意見はございますか。
- ・ないようですので、事務局といたしましては、前回に引き続き後藤委員にお願いできればと存じますが、皆様、いかがでしょうか。

(異 議 な し)

(事務局)

- ・よろしければ、拍手をお願いできればと思います。

(拍 手)

(事務局)

- ・それでは、後藤委員に会長をお願いしたいと存じます。後藤委員、よろしいでしょうか。

(後藤委員)

- ・承りました。

(事務局)

- ・ありがとうございます。それでは、会長席にご移動いただきまして、後藤会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

(後藤会長)

- ・改めまして、後藤でございます。前回に引き続きまして、審議会の進行を務めさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ・大変な状況下におきまして、こうして審議会を開催するに至っておりますけれども、ほかの区では紙面で景観審議会をやっているところもあります。何が良いかという正解は全く分からないのですが、それぞれの区で工夫をして取り組むということが一番大事であり、横並びであるということは、かえっておかし

なことだと思っています。そういう意味で、審議会はまさに自治のトレーニングの場であると思っています。

- ・私どもは、現在、WEBを使って大学での講義や会議も行っており、狭い部屋に閉じ込められているような状況ですが、こうして皆さんと空間を共にして議論できるというのは、やはり新鮮といいますか、本来の姿であると改めて思っております。
- ・以上、非常に雑駁でございますが、私からのご挨拶と代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局)

- ・後藤会長、ありがとうございました。
- ・それでは、以降の議事進行につきましては会長にお願いしたいと存じますが、議事に入る前に、副会長の選出とデザイン部会の会員の指名について、後藤会長に進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(後藤会長)

- ・それでは、規定に基づきまして、まず本審議会の副会長の選出をお願いしたいと思います。委員の皆様より、ご意見はございますか。

(委員)

- ・事務局一任。

(後藤会長)

- ・事務局一任というご意見がございました。ほかにご意見はございますか。よろしいでしょうか。
- ・なければ、事務局よりお考えを述べていただければと思います。

(事務局)

- ・副会長につきましても前回に引き続き、志村委員にお願いしたいと考えております。

(後藤会長)

- ・それでは、志村委員に、前回に引き続き副会長をお願いできればと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異 議 な し)

(後藤会長)

- ・それでは、拍手をいただければと思います。

(拍 手)

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。志村委員に副会長をお願いするということにしまして、引き続きデザイン検討部会の委員を選任いたします。部会の委員につきましては、豊島区景観条例施行規則第36条第1項に基づき、審議会の会長が指名することとなっております。
- ・そこで、部会員は、私も含めまして審議会の学識委員6名とさせていただき、部会長につきましては志村副会長をお願いしたいと考えております。また、副部会長につきましては、村木委員を指名させていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異 議 な し)

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。それでは、デザイン検討部会は志村先生と村木先生におまとめいただくということといたします。
- ・それでは、議事日程に従いまして進めてまいります。その前に、事務局より資料の確認と傍聴希望者の有無についてご報告をお願いいたします。

(事務局)

- ・それでは、まず資料の確認をいたします。資料は、事前に郵送しておりますものと同一のものを机上に配付しております。資料一式を申し上げます。報告1「令和元年度景観まちづくりの活動実績について」の資料は、資料第1号「令和元年度景観まちづくりの活動実績について」です。報告2「令和2年度景観まちづくりの活動予定について」の資料は、資料第1号「令和2年度景観まちづくりの活動予定について」です。
- ・また、先ほど申し上げましたとおり、机には豊島区景観審議会名簿、豊島区景観条例、豊島区景観条例施行規則も併せて配付いたしております。ご確認いただき、不足がありましたらお知らせいただきたいと思います。事務局が参ります。
- ・次に傍聴希望者でございますが、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいます。会長、入室していただいてよろしいでしょうか。

(後藤会長)

- ・委員の皆様にお伺いいたします。傍聴希望の方がいらっしゃるということで、本審議会を公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

(後藤会長)

- ・ありがとうございます。それでは、入室を許可します。

(傍 聴 者 入 室)

2. 議事

報告 1 : 令和元年度景観まちづくりの活動実績について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・昨年度の取組について復習をした形でございますが、大変充実した取組がされたと理解しております。ただいまの説明について何かご意見、ご質問はございますか。
- ・よろしいようでしたら、報告 2 のほうに移らせていただきたいと思います。事務局より、ご説明をお願いいたします。

報告 2 : 令和 2 年度景観まちづくりの活動予定について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・今年度の景観まちづくりの活動予定ということで、4 点に分けてご報告いただきました。1 番の表題について、池袋駅の「駅」が抜けていませんか。

(事務局)

- ・失礼いたしました。ご指摘のとおりです。

(後藤会長)

- ・ただいまの説明について、ご意見やご質問はございますか。
- ・それでは、まず私の方から発言いたします。1 ページ目の中段の図について、少し分かりにくいのではないかと思います。変更前と変更後とありますが、この変更というのは、地区計画から色彩に関する基準を削除するという変更を指しています。変更後というのは現在の状況を示していて、現状ではカバーできていない「その他」領域についても景観誘導を図るため、池袋駅西口周辺にも景観形成特別地区を指定したい、という趣旨だと思います。
- ・そうであれば、3 つの図があったほうがよかったのではないかと思います。つまり、地区計画の変更前と変更後である現在を示す図に加え、今年度の取組みとして目指すべき姿を示す図です。すでにご理解いただいているところだとは思いますが、補足も兼ねて意見を述べました。
- ・また、例えば、池袋駅西口と従来からある池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区を一つにするというような議論はあったのでしょうか。

(事務局)

- ・池袋駅の東西では地域性が大きく異なるため、これらを1 つの区域とすることは検討してきませんでした。

(後藤会長)

- ・確かに、東口の方は特に面的なまちを構成していますから、木に竹をついだような一体化をしても仕方がないのかもしれないですね。

(委員)

- ・図では、一定規模以上の基準として、建築物の高さが31メートル以上であることが定められていますが、この値はどのような考え方で定められているのでしょうか。

(事務局)

- ・以前の建築基準法の高さ制限に基づいて定めています。

(後藤会長)

- ・私からも補足しますが、簡単に言うと100尺を指します。建築物に係る基準は尺の単位でスタートしており、以前は100尺が最高の高さとして定められていました。
- ・皇居に隣接する外堀通りの建物の高さは100尺で現在も揃っています。現在

はその背後に高層ビル建っていますが、基本的に高さ31メートルで町並みを揃えてきたというのが日本の歴史です。

- ・他にご意見やご質問はありますか。やはり、今年度で最も重要な取組みが西口の景観形成特別地区の指定だと思います。審議会も現時点で3回の開催が予定されています。本日の審議会の次は、11月に中間報告、3月に諮問という形でこの案件を扱う流れです。その間に、デザイン検討部会を9月、11月、2月に開催し、学識経験者の先生方から積極的に意見を伺うというスケジュールで臨むという形です。

(委員)

- ・池袋駅の西口周辺では再開発に向けた動きが進んでいると聞いています。再開発で建築される建築物に対しても、景観条例等は適用されると理解してよいのでしょうか。

(事務局)

- ・ご認識のとおり、池袋駅西口周辺では今後、再開発が予定されているところです。池袋駅西口周辺に指定予定の景観形成特別地区では、こうした再開発等も視野に入れて、景観まちづくりの基準を設けていきたいと考えております。

(委員)

- ・池袋駅西口周辺に指定予定の景観形成特別地区の基準に対し、池袋駅西口周辺での再開発を検討されている方からの意見をどのように反映させるのかについて、もう一度お伺いしたいと思います。景観審議会で先に色彩等に関する基準を設けたとして、それが再開発側の施設計画と折り合わないようなことは望ましくないのではないのでしょうか。

(事務局)

- ・景観誘導の基準を検討していくにあたっては、例えば再開発の準備組合等から様々なご意見を伺うことの重要性は十分に認識しており、いただきましたご意見を踏まえながら丁寧に進めていきたいと考えております。

(石坂委員)

- ・まだ納得できていない面はありますが、再開発を検討する方の意見を踏まえる重要性について、改めて述べさせていただきます。

(後藤会長)

- ・それでは、報告2につきましては以上とさせていただきます。ただいまのご意見は、今後の事務局の検討の参考としてください。

- ・その他、事務局からお知らせ等がありますでしょうか。

(事務局)

- ・次回の景観審議会については、12月中旬頃の開催を予定しております。詳細が決定次第ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- ・また、15時より、第20回豊島区景観審議会デザイン検討部会をこちらの会場で開催させていただきます。部会員の皆様におかれましては、引き続きこの場にお残りいただきますようお願いいたします。事務局からは、以上です。

(後藤会長)

- ・それでは、第12回豊島区景観審議会を閉会いたします。活発なご議論にご協力いただき、ありがとうございました。